

京都成安学園役員・教職員同窓会 聚英会 会則

制定日 平成24年 3月18日

最終改正施行日 平成30年 6月 9日

(名称)

第1条 本会は、京都成安学園役員・教職員同窓会 聚英会（以下、「本会」という。）と称し、学校法人京都成安学園（滋賀県大津市仰木の里東四丁目3番1号）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校法人京都成安学園（以下、「学校法人」という。）ならびにその前身の学校法人京都成安女子学園（以下、総称して「学園」という。）を退任・退職した役員ならびに教職員の同窓会として、会員相互の親睦と交流を深めること、学校法人と連携してその維持発展のための支援を行うことを目的とする。

(活動及び運営の原則)

第3条 本会は、学校法人とは独立した組織とし、会員の愛校心に基づいて活動及び運営することを原則とする。

2 本会ならびに会員は、第2条に掲げる目的を達成するために活動及び運営するものであり、学校法人との間に、一切の人的及び経済的な利害関係を有しない。

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 学園の理事、監事で任期満了もしくは任期途中で退任した者
- (2) 定年もしくは途中で退職した専任の教員ならびに職員で学園に10年以上在籍した者
- (3) 特別任用教員、常勤講師、もしくは嘱託職員であった者で学園に3年以上在籍した者
- (4) 非常勤講師もしくは臨時職員であった者で会員から推薦のあった者

2 前項第1号から第3号に該当する者は会員資格を有して退職した時点で、第4号に該当する者は会員からの推薦があり、所定の手続きを経て会長の承認が得られた時点で、それぞれ会員となる。

(退会)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、退会するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 会員本人から退会の申し出があったとき

2 本会ならびに学園もしくは学園の設置する学校の名誉を著しく毀損したと認められるときは、役員会の決議により除名もしくは退会させることができる。

(活動)

第6条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期総会、懇親会等の開催
- (2) 会員名簿の作成、管理
- (3) 各種情報の発信
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会費)

第7条 本会は、会員から会費を徴収しない。ただし、懇親会や各種行事の実施等に際して、参加費を徴収する場合がある。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 4名から12名
- (4) 庶務会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、役員会において役員候補者を会員の中から推薦し、総会において選出する。ただし、現に他の学校法人の役員もしくは専任の教職員として勤務している者は、その期間、会長ならびに副会長には選出できないものとする。

- 2 役員のうち幹事については、原則として、成安造形大学、成安造形短期大学、京都成安高等学校・京都成安中学校、成安幼稚園に在籍した会員の中から各1名を含んで推薦し、選出するものとする。

(役員の仕事及び任期)

第10条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに会務を執行し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、各学校に在籍した会員等の情報の把握に当たる。
- 4 庶務会計は、会務と会計の処理に当たる。
- 5 監事は、会務と会計を監査する。
- 6 役員の仕事は、総会日を基準として2年とし、再任は妨げないものとする。
- 7 役員に欠員が生じたときは、役員会で候補者を選任し、次期総会で承認を得るものとする。ただし、その場合の仕事は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長・名誉顧問)

第11条 本会に、名誉会長ならびに名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会ならびに学園のために特に功労のあった者について、役員会の議を経て会長が委

嘱する。

- 3 名誉顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長ならびに名誉顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申し、役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 本会には、総会及び役員会を置く。

(総会)

第13条 総会は、本会の最高意思決定機関とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は、毎年1回開催する。
- 4 会長が必要と認めたときは、役員会の議を経て臨時総会を開催することができる。
- 5 総会の議長は会長がこれを務め、その議事は出席会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の事項について議決承認する。
 - (1) 活動及び運営計画の承認
 - (2) 予算の決定及び変更の承認
 - (3) 活動及び運営報告の承認
 - (4) 決算の承認に関する事項
 - (5) 役員を選出
 - (6) 会則の改廃の承認
 - (7) その他本会の活動及び運営に特に必要な事項

(役員会)

第14条 役員会は、本会の常設の執行機関とする。

- 2 役員会は、第8条の各号に掲げる者をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長を務める。

(役員会の定足数及び議決)

第15条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 役員会は、出席役員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の任務)

第16条 役員会は、次の事項について審議及び協議し、本会の運営に当たる。

- (1) 活動及び運営計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則、施行細則、その他規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 名誉会長ならびに名誉顧問の推薦に関する事項

(6) その他必要と認める事項

(運営経費)

第17条 学校法人の助成金と会員からの寄付金を、本会の運営経費に充てる。

2 運営経費の内容及び額については、学校法人との間で協議するものとする。

3 第7条に定める懇親会や各種行事の実施にかかる経費については、会員から徴収した参加費をもって充てることができる。

4 本会は、その活動資金を確保するため、寄付金を募集することができる。

(活動・運営及び会計年度)

第18条 本会の活動・運営及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(慶弔に関する取り扱い)

第18条の2 本会会員等の慶弔に関する取り扱いについては、会長がこれを決定する。

(連帯責任)

第18条の3 会計に関する責任については、役員会の連帯責任とする。

(事務局)

第19条 本会に事務局を置く。

2 本会の事務局は、成安造形大学総務部がこれに当たる。

(改廃)

第20条 この会則は、総会の決議により改廃することができる。

(雑則)

第21条 この会則の施行に際して必要な細則、その他の規程を定めることができる。

附 則

1 この会則は、学校法人の退職者である有馬忠広、伊藤憲太郎、植田耕治、大原雄寛、草木輝子、小林佳代、坂田光雄、四方功一、研義治、花山智久、人長信昭、広瀬芳子、藤野一郎、星野高志郎、前島習二、溝辺行雄からなる設立発起人により起草された。

2 この会則は、設立発起人の発案及び呼びかけにより平成24年3月18日に開催した設立総会において制定し、平成24年4月1日から施行する。

3 成安造形短期大学、京都成安高等学校ならびに京都成安中学校に在籍した者で、同校の設置者変更により学校法人を退職した者については、その在籍期間が10年に満たない場合についても、第4条第1項第2号に定める会員資格を有するものとする。

附 則

この会則は、平成25年5月18日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月17日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月17日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月21日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月9日から改正施行する。